

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）										
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
1 R 8 建設副産物情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月1日	（一財）日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂 5-2-20	4010405010556	本業務は、建設リサイクル施策推進のため、公共工事土量調査における公共工事発注機関等の建設発生土情報の登録支援を行うとともに、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び、建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報システムへのアクセス権を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。 建設副産物の排出計画・実績情報や建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報は、建設副産物の適正処理のため必要不可欠な情報であることから、正確かつ、効率的に提供を受ける必要がある。（一財）日本建設情報総合センターではプログラム及びデータベースの著作権を有する、建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムにおいて、建設副産物及び建設発生土の情報を、一元的にデータベース化し、情報提供を行うシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	9,218,000	—		
2 R 8 「Web建設物価」他情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月1日	（一財）建設物価調査会 東京都中央区日本橋大 伝馬町 11-8	6010005018675	各地方整備局が発注する土木工事の積算においては、（一財）建設物価調査会が発行している「建設物価」に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが、土木工事標準積算基準書に定められているが、同財団においては、平成20年度から「建設物価」に掲載される情報を大幅に増やし「Web建設物価」としてインターネットを介し資材価格情報の提供を開始している。 この「Web建設物価」の価格情報は、「建設物価」に掲載される価格情報と同等の信頼性があり、かつ広く公表もされていることから、①市場価格のタイムリーな積算への適用、②定期調査費用の削減、③業務効率の向上を導入効果とし、土木工事積算の基礎資料としているところである。 このため、土木積算業務の適切な実施のために、「Web建設物価」に掲載される資材価格情報の提供を得る必要があるが、現在「Web建設物価」は、出版元の同財団のみが取り扱っていることから、左記法人と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,802,800	2,802,800	100.00%		
3 R 8 「積算資料電子版」他情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月1日	（一財）経済調査会 東京都港区芝 5-34-2	1010005002667	各地方整備局が発注する土木工事の積算においては、（一財）経済調査会が発行している「積算資料」に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが、土木工事標準積算基準書に定められているが、同財団においては、平成24年度から「積算資料」に掲載される情報を大幅に増やし「積算資料電子版」としてインターネットを介し資材価格情報の提供を開始している。 この「積算資料電子版」の価格情報は、「積算資料」に掲載される価格情報と同等の信頼性があり、かつ広く公表もされていることから、①市場価格のタイムリーな積算への適用、②定期調査費用の削減、③業務効率の向上を導入効果とし、土木工事積算の基礎資料としているところである。 このため、土木積算業務の適切な実施のために、「積算資料電子版」に掲載される資材価格情報の提供を得る必要があるが、現在「積算資料電子版」は、出版元の同財団のみが取り扱っていることから、左記法人と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,651,220	2,651,220	100.00%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）											
	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
4	R 8 工事・業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（一財）日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂 5－2 －2 0	4010405010556	本業務は、入札契約手続きに必要なとなる公共工事や業務の受注実績、技術者情報を関東地方整備局に提供し、職員による審査業務を可能とすることを目的としている。 工事・業務実績及び技術者に関する情報は、入札・契約手続きにおける競争参加資格の確認や業者選定の為の評価根拠情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。工事・業務実績及び技術者に関する情報は、一般財団法人日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する工事実績情報システム及び業務実績情報システムにおいて、一元的にデータベース化し、情報提供を行うシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている左記事業者と契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	非公表	9,759,783	－		
5	R 8 入札契約情報集計システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（株）東芝 官公営業 第三部 神奈川県川崎市幸区堀 川町 7 2－3 4	2010401044997	本業務は、工事・業務における全国の予算執行状況や発注・契約情報等を集約、抽出する『入札契約集計システム』の改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、定期的な作業に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、工事・業務における予算執行状況や発注・契約情報等について定期的な作業による、職員の負担軽減を目的に構築され、他の多数のシステムと連携した汎用性のない特殊なシステム（CCMS）との連携を必要とするため、CCMS の構造やプログラム等を熟知している必要があり、障害発生時やシステム改良・更新について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけではなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良・更新及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公示を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	9,117,350	9,116,800	99.99%		
6	R 8 第 7 4 回利根川水系連合・総合水防演習運営実施業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（株）サードセンス 東京都千代田区神田淡 路町 1－1 1－8	9010001091905	本業務は第 7 4 回利根川水系連合・総合水防演習の実施にあたって、演習を円滑、効果的かつ安全に行うために運営計画を検討の上、演習の運営・進行管理及び会場の設営・撤去等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、一般参加者への水防団の活躍を伝える効果的な運営の工夫について企画提案を求めため、企画競争により公募を行ったところ、1 者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、株式会社サードセンスは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、株式会社サードセンスは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	94,666,000	94,655,000	99.99%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）											
	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
7	R 8「i J A M P」情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（株）時事通信社 東京都中央区銀座 5－ 1 5－8	7010001018703	本業務は、関東地方整備局の施策の推進に資するため、指定する端末機に、インターネットを通じて「i J A M P」の行政情報等の提供を受けるものである。 関東地方整備局は、社会資本の整備及び維持管理、自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには首都圏形成計画等のブロック全体の国土計画の作成等、幅広い業務を担っている。 こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、中央官庁や地方公共団体等の関係機関に関する最新の情報を日常的に収集しておく必要がある。 株式会社時事通信社は、独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣及び首長の会見速報、時々刻々と発生する政治・社会ニュース等について、多数の職員が迅速に情報収集が可能なサービスを提供している唯一の者である。 以上により、当該者と随意契約を締結するものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	14, 916, 000	14, 916, 000	100. 00%		
8	R 8 企業情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（一財）建設業技術者 センター 東京都千代田区二番町 3	4010005000180	本業務は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（H13. 3. 9 閣議決定）に基づき、工事の入札及び契約手続きにおいて、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、不良・不適格業者の排除に必要な情報の提供を受け、これを活用することにより、公共工事の入札及び契約の適正化を促進することを目的として、一般財団法人建設業技術者センターが保有している建設業者に関する情報、技術者に関する情報、技術者の専任に関する情報及び工事実績情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。 上記法人は、「公共工事の発注者への情報提供に関する協定書」（H17. 4. 1国土交通省総合政策局建設業課長と（財）建設業技術者センター理事長で締結）に基づき、「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理し、公共工事の発注者に限定して情報提供を行っている唯一の法人である。 よって、左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	非公表	2, 970, 000	－		
9	R 8 関東本局防災通信ネットワークセキュリティ監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（株）ケーネス 東京都港区芝大門 2－ 4－8	8010401009458	本業務は関東地方整備局防災ネットワークにおいて、情報資産および情報システムを常に安全な状態に維持し、外部・内部からの脅威を未然に防止するとともに、障害発生時に迅速な対応を行うことで業務の継続性を確保することを目的として行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、通信ネットワークのセキュリティ監視を行ううえでの留意点について技術提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1 者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、株式会社ケーネスは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、株式会社ケーネスは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	非公表	99, 990, 000	－		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	備 考
10	R 8－9 東京国道 事務所共同溝監視 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町 1 1－9	4010001062563	本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝（約120km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該企業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該企業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	2,625,700,000	—		
11	R 8－9 横浜国道 事務所共同溝監視 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町 1 1－9	4010001062563	本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝（約50km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該企業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占有企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該企業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	588,830,000	—		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
12	R 8－9 千葉国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町 1 1－9	4010001062563	本業務は、千葉国道事務所が管理する共同溝（約 2 4 k m）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占用企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占用者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	非公表	213, 510, 000	－		
13	R 8－9 相武国道事務所共同溝監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町 1 1－9	4010001062563	本業務は、相武国道事務所が管理する共同溝（約 1 0 k m）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占用企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占用者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	非公表	120, 560, 000	－		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）											
	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員の 数	備 考
14	R 8－9 大宮国道 事務所共同溝監視 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町 1 1－9	4010001062563	本業務は、大宮国道事務所が管理する共同溝（約3 km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 当該業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占用企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	48,510,000	－		
15	R 8 建設業情報管 理システム電算処 理業務（単価契 約）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（一財）建設業情報管 理センター 東京都中央区日本橋大 伝馬町 1 4－1	5010005017785	本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「許可行政庁」という。）が建設業許可に係る審査事務等に際して専用システム（以下「C I I S」という。）から入力する業者情報を電算処理しデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営も行うものである。 このシステムの運用により許可行政庁間で業者情報等を共有することで、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止や許可審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、建設業許可に係る審査事務等においては全許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、C I I Sはオンラインネットワーク化された当初（昭和62年度）より現在に至るまで当該財団法人が開発及び管理運営を行っているため、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての許可行政庁が当該財団と契約している。 以上の事由により、当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	システム基本料 ¥55,000(1ユーザー 10当たり・月額) 建設業許可電算処理 料 ¥4,070(1処理当 たり) 経営事項審査電算処 理料 ¥702(1処理当たり)	システム基本料 ¥55,000(1ユーザー 10当たり・月額) 建設業許可電算処理 料 ¥4,070(1処理当 たり) 経営事項審査電算処 理料 ¥702(1処理当たり)	100.00%		単価契約 調達予定 総額 9,713,80 0
16	R 8 宅地建物取引 業免許事務処理シ ステム電算処理等 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（一財）不動産適正取 引推進機構 東京都港区虎ノ門 3－ 8－2 1	5010405000762	本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）が、宅建業免許に係る審査事務等に際して専用システムから入力する業者情報を電算処理し、これをデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営を行うものである。 このシステムの運用により、免許行政庁間で業者情報等を共有することで、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、宅建業免許に係る審査事務等においては全免許行政庁が同一のシステムを使用する必要がある。当該法人は専用システムの管理運営を平成2年度から現在まで行っており、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての免許行政庁が当該法人と契約している。 よって、当該法人は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,129,395	3,129,395	100.00%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	備 考
17	R 8 危機管理型水位計運用システム 利用業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（一財）河川情報セン ター 東京都千代田区麹町 1 － 3	3010005000132	本件は、関東地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報を携帯電話回線を通じ、一般財団法人河川情報センター（以下「当該法人」）が構築した危機管理型水位計運用システム（以下「共同運用システム」）に収集し、河川管理者、市区町村、一般住民に対して提供するものである。 危機管理型水位計の運用にあたっては、参画するすべての河川管理者が洪水時の河川水位情報を幅広く提供し活用するため、国、地方公共団体が「危機管理型水位計運用協議会」を設立し、共同運用システムを活用し情報提供することとしている。なお、管理・運用については、「危機管理型水位計運用協議会」の取り決めにより、情報提供系となる川の防災情報システムの知的財産権及び運営管理を行っている当該法人を共同運用システムの管理運営機関として特定しているところである。 以上のことから、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日、財計第2017号）の1.(2)①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」におけるイ（二）「地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの」並びに会計法、予算決算及び会計令の規定に基づき当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	7, 249, 071	7, 249, 071	100. 00%		単価契約 （契約単 価×予定 数量）
18	R 8 入札契約手続 支援システム改良 業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	（株）東芝 官公営業 第三部 神奈川県川崎市幸区堀 川町 7 2－3 4	2010401044997	本業務は、契約事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、入札・契約手続作業にかかる技術審査や帳票作成等の事務処理や契約状況等のデータ抽出を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入札契約手続きに特化した汎用性のない重要なシステムであり、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良・更新について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良・更新及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公示を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出があり企画競争を行ったが、企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に左記業者が優位であると判断したため、契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第 1 項第 1 号	67, 047, 486	66, 990, 000	99. 91%		
19	R 8 関東地方整備 局ホームページ等 運営支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月1日	日本レコードマネジメ ント（株） 東京都千代田区鍛冶町 2－9－1 2	3010001033961	本業務は、関東地方整備局のホームページ及びイントラネットの運営支援、技術支援並びにCMS保守管理を目的とするものである。 本業務を遂行するためには高度な企画力が必要とすることから、初めての職員でも、わかりやすく、効率的にホームページ運営を行えるようにするため、留意すべき内容と実施方法について、企画提案を求めるため企画競争による公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、日本レコードマネジメント株式会社は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、特定テーマに係る技術力を備えていると認められる。 上記から、日本レコードマネジメント株式会社は本業務を実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第 1 項第 1 号	22, 385, 000	22, 363, 000	99. 90%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	備 考
20	R 8 道路緊急通報 アプリ運営等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月1日	国際航業（株）埼玉支 店 埼玉県さいたま市大宮 区下町 2-1-1	9010001008669	本業務は、道路緊急通報アプリについて、全国の運用状況を踏まえ更なる品質や利便性の向上を図るためのシステム改良の検討を行うとともに、通報アプリシステムの運用と保守・管理を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、アプリの言語を多様化する際の留意点について企画提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、国際航業株式会社は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、国際航業株式会社は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号	非公表	22,946,000	—		
21	R 8 「建設物価」 材料単価等情報提 供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月2日	（一財）建設物価調査 会 東京都中央区日本橋大 伝馬町 1-1-8	6010005018675	本業務は、市販の物価資料に掲載されている材料単価及び建設機械賃料のうち、土木工事の積算での使用頻度が高い品目について新土木積算システムに反映するために、指定のデータレイアウトへ変換し、テキスト形式へ出力した情報の提供を受けるものである。 市販の物価資料のうち、月刊「建設物価」（「Web建設物価」を含む。）及び「土木コスト情報」は、（一財）建設物価調査会が販売しているところである。 本業務にて提供を受ける材料単価及び建設機械賃料は、土木工事の積算で使用する価格情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	10,400,038	—		
22	R 8 「積算資料」 材料単価等情報提 供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月2日	（一財）経済調査会 東京都港区芝 5-3-4 -2	1010005002667	本業務は、市販の物価資料に掲載されている材料単価及び建設機械賃料のうち、土木工事の積算での使用頻度が高い品目について新土木積算システムに反映するために、指定のデータレイアウトへ変換し、テキスト形式へ出力した情報の提供を受けるものである。 市販の物価資料のうち、「積算資料」（「積算資料 電子版」を含む。）及び「土木施工単価」は、（一財）経済調査会が販売しているところである。 本業務にて提供を受ける材料単価及び建設機械賃料は、土木工事の積算で使用する価格情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	8,794,500	8,789,000	99.94%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）										
	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数 備考
23	R 8 明治記念大磯邸園企画運営管理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月7日	（公財）神奈川県公園協会 神奈川県横浜市中央区 扇町 3-8-8	7020005009672	本業務は、明治記念大磯邸園において、行催事の企画運営や邸園の管理等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、邸園の歴史的な価値を踏まえつつ、地域の若年層を中心とした教育活動の場として活用するための企画展示及び行催事工夫について企画提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人神奈川県公園協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人神奈川県公園協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	84,843,000	84,722,000	99.86%	
24	R 8 全国道路施設点検データベース情報提供	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月7日	（一社）日本みち研究所 東京都江東区木場 2-15-12	8010605002135	本件は、維持管理の更なる効率化・高度化を図るため、一元的に集約された「全国道路施設点検データベース」の道路施設情報（諸元や点検結果など）を道路管理者が道路施策検討や現場管理等に活用できるよう「データ閲覧・取得サービス」の提供を受けるものである。 全国道路施設点検データベースの整備・管理運営を行うための機関は、国土交通省道路局が令和5年に道路施設毎のデータベースの整備及び管理運営を行う機関の公募を行い、第11回道路技術懇談会の審議結果、5法人（※）が令和8年度末までの管理運営団体として選定されている。 また、管理運営団体は、全国道路施設点検データベースの「データ閲覧・取得」に関する利用規約を設け、データ閲覧・取得料徴収等の窓口業務は「基礎データベース」の管理運営団体が一元的に行うものと定めている。 よって、一般財団法人日本みち研究所は、本データ閲覧・取得サービスに関する利用契約を履行できる唯一の機関であることから、同法人と随意契約を締結するものである。 （※）「基礎データベース」：一般財団法人日本みち研究所 「道路橋データベース」：一般財団法人橋梁調査会 「トンネルデータベース」：一般財団法人日本建設機械施工協会 「道路附属物データベース」：一般財団法人日本みち研究所 「舗装データベース」：一般財団法人国土技術研究センター 「土工データベース」：一般財団法人土木研究センター 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	3,465,000	—	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）										
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
25 R 8 関東管内水位表示システム運用管理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月7日	パシフィックコンサル タンツ(株) 首都圏本 社 東京都千代田区神田錦 町 3-2-2	8013401001509	本業務は、河川管理者及び自治体危機管理担当者向けに洪水監視体制の迅速化を目的として各種水位計データや氾濫危険箇所等の関連情報を省力化・効率化（抜粋した情報を1画面で監視）して活用できるよう構築した「関東管内水位表示システム」の運用管理及び保守点検を行うものである。 本業務は、関東地方整備局内及び自治体へ配信されているシステムであり、洪水監視において重要なシステムである。そのため、システムに障害が発生した場合において、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、公物管理のシステム運用管理の知識や経験があるだけでなく、システムに障害が発生した場合の対応を熟知し、把握したうえで、改良及び保守点検作業を行わなければならないため、公物管理のシステム運用管理の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に任せなければならない。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号	非公表	24,024,000	—		
26 R 8 大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月14日	（公財）日本道路交通 情報センター 東京都千代田区飯田橋 1-5-10	2010005004175	本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、運送事業者及び荷主に対する、特殊車両通行制度の効果的な手法について企画提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,971,000	14,971,000	100.00%		
27 R 8 関東地方整備局人材育成支援検討業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年4月30日	（一財）NHK財団 東京都世田谷区用賀 4 -10-1	8011005000167	本業務は、実践研修3点について、カリキュラムを企画立案し座学、個人ワーク、グループワーク、発表に対する改善提案を含む講義を実施するものであり、内容や対象職員層を踏まえて、講義に重点を置く、実習に重点を置くなど臨機応変にカリキュラムの調整を図り、職員の能力向上を行うことを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、公的機関として正確かつ迅速な情報発信をするための留意点について企画提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、一般財団法人NHK財団は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、一般財団法人NHK財団は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,816,000	2,750,000	97.66%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）											
	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	備 考
28	R 7 ブローブ統合 処理設備改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年4月30日	沖電気工業（株）社会 インフラソリューション 営業本部 東京都港区芝浦 4－1 0－16	7010401006126	本業務は、ETC2.0 ブローブデータ収集装置からの情報を集約、管理及び処理するブローブ統合処理設備において、ETC2.0 の普及に伴う収集データ量の増加により、集約、管理等の処理の遅延が生じていることから、負荷分散処理機能の向上を図るため、処理の基盤となる各種サーバの増設及び刷新を行い、処理能力を16億測位から18億測位へ向上させる改良を行うものである。 ブローブ統合処理サーバは、各経路情報収集装置からのデータ収集に加え、リアルタイムに提供を行っており、道路管理業務に日々利用されているシステムであり、改造に当たっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号	579,799,000	577,500,000	99.60%		
29	令和8年度公共事業 労務費調査集計 修正業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年5月26日	中電技術コンサルタント (株) 東京支社 東京都港区元赤坂 1－ 2－7	6240001006974	本業務は、公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」設定のための基礎資料を得るために毎年実施されている、「公共事業労務費調査」において、対象工事を選定するために必要な、既存の工事選定システム及び調査実施の手引き等を、令和8年度調査に対応した内容に更新・修正するとともに、調査結果のデータ集計を実施するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、「少数職種の調査票の有効率を向上させるための調査実施手引き修正にあたっての留意点」について企画提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、中電技術コンサルタント株式会社は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、中電技術コンサルタント株式会社は企画提案書を踏まえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	14,993,000	－		
30	R 7 特殊車両通行 許可システム他改 良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2－1	令和8年6月2日	(株) 建設技術研究所 東京本社 東京都中央区日本橋浜 町3－21－1	7010001042703	本業務は、特殊車両通行許可システム（以下「本システム」という）における、特殊車両通行許可申請を行うシステム利用者への利便性、操作性向上を図るため、改良を行うものである。 本システムは、特殊車両通行許可制度における申請手続きをオンラインによって行うシステムであり、改良にあたっては、特殊車両通行許可手続の業務に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 このため、現在の本システムを再設計、再構築者であり、また、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号	410,260,290	409,992,000	99.93%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	備 考
31	R 8 新横浜局レー ダ雨量計設備修理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年6月15日	東芝電波テクノロジー （株） 神奈川県川崎市幸区小 向東芝町 1	5020001075910	本修理は、新横浜出張所に整備されているXバンドレーダ雨量計設備の修理を行うことを目的とする。 本レーダ雨量計設備は、防災を目的として一般者向けに提供している観測情報の元データを取得している設備であり、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本修理を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、レーダ雨量観測の知識や経験があるだけでなく、構築された設備構成を熟知し、把握したうえで、修理等保守作業を行わなければならないため、レーダ雨量計設備の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術を有する者に行わせる必要がある。 このため、本設備の開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	10,241,000	10,241,000	100.00%		
32	R 8 関東局レーダ 雨量計設備修理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年6月24日	東芝電波テクノロジー （株） 神奈川県川崎市幸区小 向東芝町 1	5020001075910	本修理は、さいたま新都心に整備されているXバンドレーダ雨量計設備の修理を行うことを目的とする。 本レーダ雨量計設備は、防災を目的として一般者向けに提供している観測情報の元データを取得している設備であり、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本修理を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、レーダ雨量観測の知識や経験があるだけでなく、構築された設備構成を熟知し、把握したうえで、修理等保守作業を行わなければならないため、レーダ雨量計設備の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術を有する者に行わせる必要がある。 このため、本設備の開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	16,060,000	16,060,000	100.00%		
33	R 7 特殊車両通行 確認システム他改 良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和8年6月25日	R 7 特殊車両通行確認 システム他改良業務建 設技術研究所・日立製 作所共同提案体 東京都中央区日本橋浜 町3-2-1-1	7010001042703	本業務は、特殊車両通行確認システム（以下「本システム」という）における、通行確認申請を行うシステム利用者への利便性、操作性向上を図るため、改良を行うものである。 本システムは、特殊車両の通行確認制度における申請手続きを、オンラインによって行うシステムであり、改良にあたっては、特殊車両の通行確認の業務に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている者である左記事業者を特定予定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている左記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 第12条第1項第1号	529,068,127	529,056,000	99.99%		